

# 環境に配慮した船舶に対するインセンティブ制度（概要）

土木部港湾課

## LNG を燃料とする船舶に対するインセンティブ

### 1 対象船舶

- ・ LNG を燃料とする船舶で姫路港・東播磨港・尼崎西宮芦屋港に入港する船舶

### 2 インセンティブの内容

- ・ 入港料 100%減免

### 3 開始日時

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日～（日本時間）

## ESI またはグリーンアワード財団の認証をもつ船舶に対するインセンティブ

### 1 対象船舶

- ・ ESI 登録船スコア 30 以上で姫路港・東播磨港・尼崎西宮芦屋港に入港する船舶

- ・ グリーンアワード財団の認証を取得しており、姫路港・東播磨港・尼崎西宮芦屋港に入港する船舶

### 2 インセンティブの内容

- ・ 入港料 15%減免

### 3 開始日時

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日～（日本時間）

#### ● 制度に関するお問合せ先

兵庫県 土木部 港湾課 港湾計画班 078-362-9272

#### ● 手続に関するお問合せ先

（姫路港）姫路港管理事務所 業務管理課 079-235-0177

（東播磨港）加古川土木事務所 管理第2課 079-421-9359

（尼崎西宮芦屋港）尼崎港管理事務所 業務管理課 06-6412-1362

# LNG を燃料とする船舶等に対するインセンティブ

IMO（国際海事機関）による船舶からの排出ガス規制の強化に伴い、新たな船舶燃料として、従来の重油と比べ環境負荷の小さい LNG（液化天然ガス）への転換が進められており、LNG を燃料とする船舶が増加している。

また、本県では、姫路港・東播磨港港湾脱炭素化推進計画を令和 6 年 12 月に策定し、港湾の脱炭素化を促進するカーボンニュートラルポートの形成を推進していることから、港湾における脱炭素化に資する船舶へのインセンティブとして、入港料の減免を当面実施する。

## 1 対象船舶

姫路港・東播磨港・尼崎西宮芦屋港に入港する下記の船舶

- ・ LNG を燃料とする船舶（以降、「LNG 燃料船」。）

※デュアルフューエルエンジン等による運航船は除く。

## 2 減免率

- ・ 入港料 100%減免

## 3 必要書類

- ・ 入港届
- ・ 入港料免除申請書
- ・ ①～③のうち、いずれかの証書の写し ※別紙の赤枠箇所に、枠囲みもしくはマーカー

- |                                    |
|------------------------------------|
| ①貨物船安全証書（第 5 号様式 <sup>※1</sup> ）   |
| ②貨物船安全構造証書（第 2 号様式 <sup>※1</sup> ） |
| ③旅客船安全証書（第 1 号様式 <sup>※1</sup> ）   |

※1 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第 2 条に規定

## 4 注意事項

- ・ 100%減免のため、100%を超える重複適用は実施しない。
- ・ 有効期間を過ぎた証書（基準は日本時間）の場合、減免対象外とする。

# 確認書類について(貨物船安全証書)

第5号様式(第2条関係)

番号 第 号  
Certificate No. ....

貨物船安全証書  
CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、貨物船の安全のための設備の記録(様式C)によって補足される。  
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for Cargo Ship Safety (Form C)

公の印章 日本国  
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。  
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

**船舶の要目**  
Particulars of ship

船名  
Name of ship .....

船舶番号又は信号符字  
Distinctive number or letters .....

船籍港  
Port of registry .....

総トン数  
Gross tonnage .....

載貨重量(メートル・トン)  
Deadweight of ship (metric tons) .....

船舶の長さ(第III章第3規則12)  
Length of ship (regulation III/3.12) .....

認められた航行海域(第IV章第2規則)  
Sea areas in which ship is certified to operate (regulation IV/2) .....

国際海事機関船舶識別番号  
IMO Number .....

requirements of chapter II-1 and chapter II-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plan):

2.2 この船舶が上記の条約第II-1章6部(燃料として.....を用いている/適合していないこと。  
the ship complied with part 6 of chapter II-1 of the Convention using .... as fuel/NA.

2.3 最近の二回の船底の外部の検査が.....及び.....に行われたこと。  
the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place on ..... and ..... (date)

2.4 この船舶が消防設備及び火災制御装置について上記の条約に定める要件を満たしていること。  
the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;

2.5 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の積載品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。  
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;

2.6 この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。  
the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention;

2.7 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。  
the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;

2.8 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。  
the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;

2.9 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。  
the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;

2.10 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。

the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;

2.11 他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。  
In all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

2.12 この船舶が上記の条約第II-1章第55規則/第II-2章第17規則/第III章第38規則に従って代替設計及び配置をしている/していないこと。  
the ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-1/55/II-2/17/III/38 of the Convention;

2.13 機関及び電気設備/防火/救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に付属されている/付属されていないこと。  
a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

3 この船舶が上記の条約第III章第26規則1.1.1に従って.....の海域に限定されて運航されていること。  
That the ship operates in accordance with regulation III/26.1.1.1 within the limits of the trade area .....

4 免除証書が発給されている/発給されていないこと。  
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、上記の条約第I章第8規則から第10規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。

This certificate is valid until ..... subject to the annual, intermediate and periodical surveys and inspections of the outside of the ship's bottom in accordance with regulations I/8, I/9 and I/10 of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日: .....

Completion date of the survey on which this certificate is based: .....

(証書の発給の場所)  
Issued at ..... (Place of issue of certificate)

(発給の日)  
..... (Date of issue)

※赤枠箇所に、枠囲みもしくはマーカーをして提出のこと

# 確認書類について(貨物船安全構造証書)

第2号様式(第2条関係) (平成25年令第1号、平成26年令第1号、平成27年令第1号)  
 番号 第 号  
 Certificate No. \_\_\_\_\_  
 貨物船安全構造証書  
 CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE  
 公の印  
 日本国  
 JAPAN  
 1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。  
 Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan.

**船の要目**  
 Particulars of ship  
 船名 \_\_\_\_\_  
 Name of ship \_\_\_\_\_  
 船番号又は信号符 \_\_\_\_\_  
 Distinctive number or letters \_\_\_\_\_  
 船籍港 \_\_\_\_\_  
 Port of registry \_\_\_\_\_  
 総トン数 \_\_\_\_\_  
 Gross tonnage \_\_\_\_\_  
 載重量(メートル・トン) \_\_\_\_\_  
 Deadweight of ship (metric tons) \_\_\_\_\_  
 国際海軍機動船識別番号 \_\_\_\_\_  
 IMO Number \_\_\_\_\_

**船の種類**  
 Type of ship  
 バルクキャリア  
 Bulk carrier  
 油タンカー  
 Oil tanker  
 化学薬品タンカー  
 Chemical tanker  
 ガス運搬船

Gas carrier  
 上記以外の貨物船  
 Cargo ship other than any of the above

**建造の日**  
 Date of build:  
 建造契約が締結された日  
 Date of building contract \_\_\_\_\_  
 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日  
 Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction \_\_\_\_\_  
 引渡しの日  
 Date of delivery \_\_\_\_\_  
 用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日  
 Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable) \_\_\_\_\_  
 該当する日付を全て記入すること。  
 All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。  
 THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶が上記の条約第1章第10規則の規定に従って検査されたこと。  
 That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation 1/10 of the Convention.

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。  
 That the survey showed that:

1 上記の条約第1章第10規則に規定する船体、構築及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第II-1章及び第II-2章の関係規定(消防設備及び火災制御に関する規定を除く。)に適合していること。  
 the condition of the structure, machinery and equipment as defined in the above regulation was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapters II-1 and II-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans) and

2 この船舶が上記の条約第II-1章G部に適合し、燃料として \_\_\_\_\_ を用いている/適合していないこと。  
 the ship complied with part G of chapter II-1 of the Convention using \_\_\_\_\_ as fuel./N.A.

3 最近の二回の船体の外部の検査が \_\_\_\_\_ (日) 及び \_\_\_\_\_ (日) に行われたこと。  
 That the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place on \_\_\_\_\_ and \_\_\_\_\_ (dates)

4 免除証書が発給されている/発給されていないこと。  
 That an Exemption Certificate has/not been issued.

5 この船舶が上記の条約第II-1章第56規則/第II-2章第17規則に従って代替設計及び配置をしている/していないこと。  
 The ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation (e) II-1/56/II-2/17 of the Convention.

6 機器及び燃焼設備/防火のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている/附属されていないこと。  
 A Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection is/is not appended to this Certificate.

この証書は、上記の条約第1章第10規則の規定に基づく年次検査、中間検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、 \_\_\_\_\_ まで効力を有する。  
 This certificate is valid until \_\_\_\_\_ subject to the annual and intermediate surveys and inspections of the outside of the ship's bottom in accordance with regulation 1/10 of the Convention.  
 この証書の発給の基礎となる検査が完了した日: \_\_\_\_\_  
 Completion date of the survey on which this certificate is based: \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ において発給した。  
 (証書の発給の場所)  
 Issued at \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ (発給の日)  
 (Date of issue) \_\_\_\_\_ (管海官が 氏名) (印)

年次検査及び中間検査に係る裏書  
 Endorsement for annual and intermediate surveys

※赤枠箇所に、枠囲み  
 もしくはマーカーをして  
 提出のこと

# 確認書類について(旅客船安全証書)

第1号様式(第2条関係)

番号 第 号  
Certificate No. ....

旅客船安全証書  
PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、旅客船の安全のための設備の記録(様式F)によって補充される。  
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for Passenger Ship Safety(Form F)

公の印章 国際航海に対するもの 日本国  
for an international voyage JAPAN  
a short

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。  
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

**船舶の要目**  
Particulars of ship

船名 .....  
Name of ship .....

船舶番号又は信号符号 .....  
Distinctive number or letters .....

船籍港 .....  
Port of registry .....

総トン数 .....  
Gross tonnage .....

認められた航行海域(第IV章第2規則)  
Sea areas in which ship is certified to operate(regulation IV/2) .....

国際海事機関船舶識別番号  
IMO Number .....

建造の日  
Date of build: .....

建造契約が結ばれた日  
Date of building contract .....

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日  
Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction .....

引渡しの日  
Date of delivery .....

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日  
Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable) .....

該当する日付を全て記入すること。  
All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。  
THIS IS TO CERTIFY:

- この船舶が上記の条約第I章第7規則の規定に従って検査されたこと。  
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation I/7 of the Convention.
- 検査の結果、次のことが明らかとなったこと。  
That the survey showed that:
  - この船舶が次の事項について上記の条約に定める要件を満たしていること。  
the ship complied with the requirements of the Convention as regards:
    - 船体、主機関及び補助機関並びにボイラーその他の压力容器  
the structure, main and auxiliary machinery, boilers and other pressure vessels;
    - 水密区画の配置及び詳細  
the watertight subdivision arrangements and details;
    - 次の区画満載喫水線  
the following subdivision load lines:

指定されかつ船舶の中央において船側に標示される区画満載喫水線(第II-1章第18規則) Subdivision load lines assigned and marked on the ship's side amidships(regulation II-1/18)	フリーボード	他の用途に使用されることがある次の場所が旅客を積載する場所に含まれる場合に適用する。 To apply when the spaces in which passengers are carried include the following alternative spaces
P.1	.....	.....
P.2	.....	.....
P.3	.....	.....

2.2 この船舶が上記の条約第II-1章0部に適合し、燃料として.....を用いている/適合していないこと。  
the ship complied with part 0 of chapter II-1 of the Convention using .....

の証書に附属されている/附属されていないこと。  
a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

3 免除証書が、発給されている/発給されていないこと。  
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、.....まで効力を有する。  
This certificate is valid until .....

この証書の基となる検査が完了した日: .....

Completion date of the survey on which this certificate is based: .....

.....において発給した。  
(証書の発給の場所)  
Issued at .....  
(Place of issue of certificate)

.....  
(発給の日)  
(Date of issue) (管海官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の条約第I章第14規則(d)の規定を適用する場合における裏書  
Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/14(d) applies

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第I章第14規則(d)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。  
The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(d) of the Convention, be accepted as valid until .....

.....  
場所  
Place: .....

.....  
日  
Date: .....

.....  
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書  
Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/14(e) or I/14(f) applies

この証書は、上記の条約第I章第14規則(e)/(f)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

※赤枠箇所に、枠囲み  
もしくはマーカーをして  
提出のこと

# 環境に配慮した船舶に対するインセンティブ

国際港湾協会（IAPH）が運営する WPSP（World Port Sustainability Program）が認証した船舶の ESI（Environmental Ship Index）値が 30 以上や、グリーンアワード・プログラムの認証船舶の、環境に配慮した船舶へのインセンティブとして、入港料の減免を当面実施する。

## 1 対象船舶

姫路港・東播磨港・尼崎西宮芦屋港に入港する下記のいずれかの船舶

- ・ ESI 登録船スコア 30 以上の船舶
- ・ グリーンアワード・プログラムの認証船舶

## 2 減免率

- ・ 入港料 15%減免

## 3 必要書類

- ・ 入港届
- ・ 入港料免除申請書
- ・ ①～②のうち、いずれかの証書の写し

- ① ESI の制度運営者が発行する証書 (Certificate) で、ESI 登録船スコア 30 以上が確認できるもの
- ② グリーンアワードの制度運営者が発行する証書 (Certificate)

## 4 注意事項

- ・ 認証期限を過ぎた証書 (Certificate) は減免対象外とする（基準は日本時間）。
- ・ 他のインセンティブと重複した場合、100%を超える減免は実施しない。

### (参考) ESI プログラム

国際港湾協会（IAPH）主導のもと、世界の港湾が環境対策に取り組むプログラムである。国際海事機関（IMO）が定める船舶からの排気ガスに関する規制基準よりも環境性能に優れた船舶に対して入港料減免等のインセンティブを与える環境対策促進プログラムで、船社による自主的な環境への取組みを促す枠組みが特徴。船舶からの大気汚染物質（NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、CO<sub>2</sub>）等の環境負荷の排出性能を、IAPH が船舶ごとに評価し、環境船舶指数（ESI スコア）として認証している。参加港湾等は ESI スコアに応じて、入港料の減免などのインセンティブを与えることで環境負荷の少ない船舶の入港を促進し、港湾地域での大気環境の改善や地球規模での GHG 削減等を図る。

## (参考) グリーンアワード・プログラム

グリーンアワード財団が世界的に取り組んでおり、安全で環境にやさしい船舶を認証し、認証船に優遇措置を与えることにより、船舶・船員の質を向上させ、海洋環境の保護をめざすことを目的とするプログラムである。

環境負荷低減や安全運航に寄与する優良船舶を財団が認証し、その趣旨に賛同する港湾管理者・一般企業等がプログラムに参加して認証船舶にインセンティブを与えることで、船舶・船員の質を向上させ、海洋環境の保護をめざす。

# 入港料免除申請書の記入方法

**入港料免除申請書**

兵庫県知事 様

年 月 日

申請者住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 .....  
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 .....  
 電話 .....  
 担当者職氏名 .....  
 メールアドレス .....

入 港 日	添付書類（入港届）のとおり		
船 名	添付書類（入港届）のとおり	外航・内航の別	外航・内航
総 ト ン 数	添付書類（入港届）のとおり		
運 航 者	住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	添付書類（入港届）のとおり	
入 港 料 の 額	後日発行の納入通知書のとおり		
免除を受けようとする額	入港料の15% or 全額		
理 由	・環境に配慮した船舶で入港するため ① グリーンアワード・プログラムの認証船舶 ② WPSP が認証した船舶の ESI 値が 30 以上の船舶 ③ LNG 燃料船 } いずれかを記載 ※証明書類を添付のこと		

注 1 該当する事項を○で囲んでください。  
 2 免除の理由を証明する書類等がある場合には、添付してください。

1. 入港料減免申請書は、以下よりダウンロード可能です。

入港料減免申請書 [PDF](#) [Word](#)

2. 申請書の「理由」欄について

「環境に配慮した船舶で入港するため」と記載した上で、以下のいずれかを記載してください。 ※証明書類を添付すること。

- (1) グリーンアワード・プログラムの認証船舶
- (2) WPSP が認証した船舶の ESI 値が 30 以上の船舶
- (3) LNG を燃料とする船舶